

第5期越前市障がい福祉計画
第1期越前市障がい児福祉計画
平成30年度～平成32年度

越 前 市

目 次

第1項 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の重点項目	1
5	計画期間	1
6	計画の策定体制	2
7	計画の進行管理	2
8	障がいのある人の状況	2

第2項 平成32年度の目標値の設定

1	施設入所者の地域生活への移行	6
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	障がいのある人の地域生活の支援	8
4	福祉施設から一般就労への移行	8
5	子どもの将来の自立に向けた発達支援	10

第3項 障がい福祉サービスの見込量

1	訪問系サービス	
(1)	居宅介護	12
(2)	重度訪問介護	12
(3)	同行援護	12
(4)	行動援護	12
(5)	重度障がい者等包括支援	12
2	日中活動系サービス	
(1)	生活介護	13
(2)	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	13
(3)	就労移行支援	14
(4)	就労継続支援（A型・B型）	14
(5)	就労定着支援	14
(6)	療養介護	14
(7)	短期入所	15
3	居住系サービス	
(1)	自立生活援助	15
(2)	共同生活援助	15
(3)	施設入所支援	16

4	相談支援	
	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	16
5	障がい児支援	
	(1) 児童発達支援	17
	(2) 放課後等デイサービス	17
	(3) 保育所等訪問支援	17
	(4) 医療型児童発達支援	17
	(5) 居宅訪問型児童発達支援	18
	(6) 障がい児相談支援	18

第4項 地域生活支援事業

1	相談支援事業	
	(1) 相談支援事業	19
	(2) 成年後見制度利用支援事業	19
2	意思疎通支援事業	20
3	日常生活用具給付等事業	20
4	移動支援事業（個別支援型）	21
5	地域活動支援センター事業	21
6	福祉ホーム事業	22
7	訪問入浴サービス事業	22
8	知的障がい者職親委託事業	22
9	日中一時支援事業	23
10	社会参加促進事業	23

資料編

1	越前市障がい福祉計画策定等委員会委員一覧	24
2	計画策定の経過	25
3	越前市障がい者計画等の策定等に関する越前市事業計画策定等 委員会設置規則	26

第1項 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、共生社会を実現するため、社会参加の機会やどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるとともに、社会的障壁の除去に資するよう、障がいのある人が日常生活または社会生活を営むための支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念として掲げています。

また、障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲に難病等に加え、障がいのある人が差別なく必要なサービスが受けられるよう定めています。これに基づき、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村及び都道府県は障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定することとなります。

本市では、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針に則して平成32年度末における目標値を設定し、各種福祉サービスの必要量を見込むとともに、本市の実情に応じたサービスを提供するための体制や推進のための方策を「第5期越前市障がい福祉計画」及び児童福祉法による「第1期越前市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）として一体的に定めます。

2 計画の基本理念

本計画は、市障がい者計画及び第4期市障がい福祉計画（以下「第4期計画」という。）の基本理念である「障がいのある人が笑顔で生きがいの持てる越前市」を継承します。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として策定します。

「市障がい者計画」は、障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対し、本計画は、主に障がい福祉サービス等の見込量とその確保のための方策を示す計画として位置づけます。

4 計画の重点項目

本計画では、以下のことに重点を置き取り組みます。

- ・就労支援サービスの提供を推進することにより、障がいのある方の自立を支援します。
- ・共同生活援助（グループホーム）の必要量を確保し、障がいのある方の地域移行を支援します。
- ・障がいのある子どもに対する支援体制を整備します。

5 計画期間

本計画は、障害者総合支援法の規定による障害福祉計画の策定に関する基本指針に基づき策定した平成27年度から29年度までの第4期計画の達成状況や課題を踏まえたうえで、平成30年度から32年度までの3年間の計画とします。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい福祉計画策定等委員会を設置し、有識者、福祉関係機関、障がいのある人やその家族などの障がい者団体からの意見を反映しました。

7 計画の進行管理

計画の進行管理については、第4期計画の推進体制を継承するとともに、丹南地区自立支援協議会との連携を強化します。

8 障がいのある人の状況

(1) 障がいのある人の数

①心身に障がいのある人

■障害者手帳交付者数の推移

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減率 28年度/24年度
身体障害者手帳	3,639	3,657	3,626	3,538	3,448	-5.2%
療育手帳	581	593	612	636	645	11.0%
精神障害者 保健福祉手帳	354	378	429	492	519	46.6%
合計	4,574	4,628	4,667	4,666	4,612	0.8%

資料：県障害福祉課（各年度末日）

②身体に障がいのある人

■身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減率 28年度/24年度
身体障がい者(児)		3,639	3,657	3,626	3,538	3,448	-5.2%
内 訳	18歳未満	74	67	60	54	55	-25.7%
	18歳以上	3,565	3,590	3,566	3,484	3,393	-4.8%

資料：県障害福祉課（各年度末日）

■身体障害者手帳所持状況（平成28年度障がい別）

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	78	60	17	21	37	15	228
聴覚・平衡機能障がい	9	65	41	86	4	114	319
音声・言語・そしゃく機能障がい	2	2	16	11			31
肢体不自由	293	318	430	547	172	83	1,843
内部障がい	588	15	242	182			1,027
合計	970	460	746	847	213	212	3,448

資料：県障害福祉課（年度末日）

■身体障害者手帳所持状況（年齢別）

年齢	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～17 才	74	2%	67	2%	60	2%	54	2%	55	2%
18～30 才	47	1%	55	2%	56	2%	55	2%	56	2%
31～64 才	925	26%	886	24%	822	22%	803	22%	767	22%
65 才～	2,593	71%	2,649	72%	2,688	74%	2,626	74%	2,570	74%
合計	3,639	100%	3,657	100%	3,626	100%	3,538	100%	3,448	100%

資料：県障害福祉課（各年度末日）

③知的障がいのある人

■療育手帳所持者数の推移

単位：人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率 28 年度/24 年度
知的障がい者(児)		581	593	612	636	645	11.0%
内 訳	18 歳未満	121	114	115	128	125	3.3%
	18 歳以上	460	479	497	508	520	13.0%

資料：県障害福祉課（各年度末日）

■療育手帳の所持状況

単位：人

		A 1 (重度)	A 2 (合併障がい)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	合計
H 24 年度	18 歳未満	42	1	40	38	121
	18 歳以上	163	11	167	119	460
	合計	205	12	207	157	581
H 25 年度	18 歳未満	40	1	36	37	114
	18 歳以上	168	13	175	123	479
	合計	208	14	211	160	593
H 26 年度	18 歳未満	37	1	39	38	115
	18 歳以上	171	13	179	134	497
	合計	208	14	218	172	612
H 27 年度	18 歳未満	38	1	42	47	128
	18 歳以上	179	13	179	137	508
	合計	217	14	221	184	636
H 28 年度	18 歳未満	37	1	39	48	125
	18 歳以上	178	13	184	145	520
	合計	215	14	223	193	645

資料：県障害福祉課（各年度末日）

④精神障がいのある人

■精神障害者保健福祉手帳の所持状況

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率 28年度/24年度
1 級	27	24	25	25	25	-7.4%
2 級	244	270	310	360	388	59.0%
3 級	83	84	94	107	106	27.7%
合 計	354	378	429	492	519	46.6%

資料：県障害福祉課（各年度末日）

■自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率 28年度/24年度
受給者数	958	1,016	1,127	1,229	1,274	33.0%

資料：社会福祉課（各年度末日）

⑤難病患者（特定疾患を含む）の状況

■特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率 28年度/24年度
受給者数	533	559	589	613	649	21.8%

資料：県丹南健康福祉センター（各年度末日）

(2) 障がいのある児童・生徒の就学状況

①特別支援学級の状況

■特別支援学級在籍者数

単位：人

在 籍 者	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率 28年度/24年度
小 学 校	62	59	62	70	80	29.0%
中 学 校	21	28	29	31	29	38.1%
合 計	83	87	91	101	109	31.3%

資料：市教育振興課（各年度5月1日）

②特別支援学校の状況

■特別支援学校在籍者数

単位：人

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
在籍者	0	33	22	43	98

(平成 29 年 6 月 1 日)

■特別支援学校の状況(障がい別)

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
視覚機能障がい	0	0	2	2
聴覚機能障がい	4	2	1	7
肢体不自由	9	5	4	18
知的障がい	27	20	35	82
病弱	3	6	8	17
合計	43	33	50	126

(平成 29 年 6 月 1 日)

※障がい重複している場合は、障がい区分でそれぞれ計上しているため児童・生徒数と一致しません。

(3) 障がいのある人の雇用・就業状況

①障がいのある人の雇用状況

	企業数 ※1(社)	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
		法定基礎労働者数 ※2(人)	障がい者数 ※3(人)	実雇用率 (%)	
平成 23 年	126	23,236	413.0	1.78	46.8
平成 24 年	124	23,214	440.5	1.90	45.2
平成 25 年	143	24,034.5	489.5	2.04	48.3
平成 26 年	145	24,286.0	505.5	2.08	46.9
平成 27 年	146	24,917.5	525.0	2.11	50.0
平成 28 年	147	25,354.0	516.5	2.04	49.0
平成 28 年(福井県)				2.31	43.2
平成 28 年(全国)				1.92	51.2

資料：武生公共職業安定所(各年 6 月 1 日)

※1 常用労働者 50 人以上規模の企業数(法定雇用率 2.0%が適用される民間企業)

法定雇用率は、平成 30 年 4 月から従業員 45.5 人以上の企業で 2.2%が適用

※2 常用労働者数から除外率相当数(身体障がい者及び知的障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数

※3 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計(重度の身体又は知的障がい者については、1 人をもって 2 人分の障がい者として計上し、短時間労働者は 1 人分として計上。精神障がい者の短時間労働者は 1 人をもって 0.5 人分として計上。)

②障がいのある人の就業状況

■新規求職申し込み件数

単位:件

	身 体		知 的		精 神		そ の 他		合 計	
	障がい者	増減	障がい者	増減	障がい者	増減		増減		増減
平成 24 年度	96	△8	53	32	107	34	8	△2	264	56
平成 25 年度	96	0	41	△12	120	13	15	7	272	8
平成 26 年度	85	△11	35	△6	147	27	12	△3	279	7
平成 27 年度	87	2	29	△6	129	△18	12	0	257	△22
平成 28 年度	94	7	38	9	144	15	15	3	291	34

資料：武生公共職業安定所（各年度）

■就職件数

単位:件

	身 体		知 的		精 神		そ の 他		合 計	
	障がい者	増減	障がい者	増減	障がい者	増減		増減		増減
平成 24 年度	45	△32	33	17	75	24	7	△4	160	5
平成 25 年度	63	18	33	0	88	13	6	△1	190	30
平成 26 年度	60	△3	23	△10	103	15	6	0	192	2
平成 27 年度	65	5	36	13	99	△4	12	6	212	20
平成 28 年度	51	△14	22	△14	79	△20	5	△7	157	△55

資料：武生公共職業安定所（各年度）

第 2 項 平成 32 年度の目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成 3 2 年度末における施設入所者のうち地域生活に移行する者の目標値の設定に当たっては、平成 2 8 年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上が地域生活へ移行することとするとともに、平成 3 2 年度末の施設入所者数を平成 2 8 年度末時点の施設入所者数から 2 % 以上削減することを基本とする。

【越前市の考え方】

平成 2 9 年 9 月 3 0 日現在の施設入所者数は 1 4 2 人で、平成 2 6 年度末時点の 1 4 2 人から概ね横ばい状態です。一方、第 4 期中の地域生活移行者数は 5 人で、市目標値の 1 0 人を下回っています。その主な要因は、入所者の親の高齢化や入所者自身の高齢化や重度化により地域移行の対象者になりにくいこと、常に施設入所希望者が待機していることから入所者数が減少に転じていないこと、地域移行のための整備がなかなか進んでいないことなどがあげられます。

このような状況から、地域生活移行者数については、第 4 期計画の実績から国の基本指針どおりの見込みは難しいと考えられるため、平成 3 2 年度末までに地域移行の可能な入

所者を見込み、目標値を8人とします。また、平成32年度末の施設入所者数の目標は、第4期計画の実績を考慮し、国の基本指針とおり平成28年3月末時点の入所者数144人に対して3人減の141人とします。

項目	数値	考え方
入所者数 (a)	144 人	平成 28 年度末時点の入所者数
目標年度入所者数 (b)	141 人	平成 32 年度末時点の利用人員見込み数
【目標値】地域生活移行者数 (c) (c) / (a)	8 人 (5.5%)	平成 30 年度から平成 32 年度までに施設入所からグループホーム、一般住宅等への移行見込み数 (入所者数 a に対する割合)
【目標値】削減見込み (a) - (b)	3 人 (▲2.1%)	差引減少見込み数 (減少割合)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

【国の基本指針】

平成32年度末までに全ての障がい福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、都道府県ごとにも協議の場を設置することが望ましい。

平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【越前市の考え方】

国の基本指針を踏まえ、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を平成32年度末までに設置することを目標とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 平成 32 年度末における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1	平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置の見込み数

(2) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少 【県で目標設定】

【国の基本指針】

平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。

(3) 入院後の退院率の上昇 【県で目標設定】

【国の基本指針】

平成32年度末における入院後3ヵ月時点、入院後6ヵ月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値を、それぞれ69%以上、84%以上及び90%以上として設定することを基本とする。

3 障がいのある人の地域生活の支援

【国の基本指針】

平成32年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

【越前市の考え方】

国の基本方針指針を踏まえ、障がいのある人が、安心して自立した暮らしが送れるよう支援するため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約し、グループホームまたは障がい支援施設に付加した地域生活支援拠点または地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）を平成32年度末までに整備することを目標とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 平成32年度末における地域生活支援拠点等の数	1	平成32年度末までに整備された地域生活支援拠点または同等の機能を備えた面的な体制の見込み数

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

【越前市の考え方】

ハローワークたけふや事業所、丹南地区自立支援協議会等関係機関との連携を強化してきたことにより、平成27年度は7人、平成28年度は11人の福祉施設利用者が一般就労へ移行しました。さらに障がい者の法定雇用率が平成30年度から精神障がい者を含み、平成30年度、平成32年度と段階的に上がることを考慮し、また、各年度の移行者数にばらつきがあるため平成32年度中の一般就労者数の目標値を、平成24年度から平成28年度までの5年間の一般就労移行者数の平均値である10.2人の1.5倍の16人とします。

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数	11 人	平成 28 年度に就労支援事業等を通じて一般就労へ移行した者の数
平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の一般就労移行者数の平均人数	10.2 人	平成 24 年度 16 人 平成 25 年度 6 人 平成 26 年度 11 人 平成 27 年度 7 人 平成 28 年度 11 人
【目標値】 平成 32 年度中の一般就労移行者数	16 人	平成 32 年度中に就労支援事業等を通じて一般就労へ移行した者の数

(2) 就労移行支援事業の利用者の増加

【国の基本指針】

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割増加することを目指す。

【越前市の考え方】

第 4 期計画の実績では、平成 27 年度末に就労移行支援事業の利用者数は 37 人、平成 28 年度末の利用者数は 24 人でした。また、平成 29 年度末の利用見込数は 24 人で、目標値 44 人に対し 5.5 割程度の達成率となる見込みです。主な要因としては、就労継続支援事業の利用者（特に A 型）の伸び率が大きかったことや、就労移行支援が一般企業への就労に向けての訓練期間に期限があるため、事業所側の新たな参入が進まなかったことが考えられます。

第 4 期計画中（平成 29 年 9 月末時点）までに一般就労に移行した者 23 人のうち、就労移行支援事業利用者が 3 人であったことから、就労移行支援事業のあり方について、ハローワークたけふや事業所、丹南地区自立支援協議会等関係機関と協議し連携強化を図ります。利用者数は減少傾向にありますが、国の指針に基づき、平成 32 年度末の目標値を 29 人とします。

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	24 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	29 人 (21%)	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の見込み数 (増加割合)

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率の向上

【国の基本指針】

平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。

【越前市の考え方】

平成28年度末において、市内の就労移行支援事業所5カ所のうち、就労移行率が3割以上に達した事業所は3カ所となっています。

このような状況から、平成32年度末の就労移行率が3割以上の事業所数を国の基本指針どおり、全体の5割以上の3カ所とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
平成32年度末の就労移行支援事業所数(a)	5カ所	平成32年度末における市内就労移行支援事業所見込み数
平成32年度末において就労移行率が3割以上の事業所数(b) (b) / (a)	3カ所 (60%)	事業所全体に対する割合

(4) 就労定着支援による職場定着率の向上

【国の基本指針】

平成32年度末において、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指す。

【越前市の考え方】

平成30年度から障がい者の法定雇用率が引き上げになり、一般就労する障がい者が増加することが見込まれます。就労に合わせて生活面への支援が必要な方も多くいることから、この新しいサービスが効果的に機能するように、ハローワークたけふや事業所、丹南地区自立支援協議会等関係機関と協議し連携強化を図りつつ、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を、国の基本指針どおり8割とします。

項目	数値	考え方
平成31年度末の就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	8割	支援開始1年後の職場定着見込み率
平成32年度末の就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	8割	支援開始1年後の職場定着見込み率

5 子どもの将来の自立に向けた発達支援

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針】

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置し、すべての市町村において保育所等訪問支援が利用できる体制を構築することを基本とする。

【越前市の考え方】

本市では平成25年度から児童発達支援センターなないろが設置され、保育所等訪問支援を実施しています。今後も、多様な障がいの気づきの段階から対応できる地域の中核的な支援機関として発達支援、家族支援、地域支援を総合的に提供できるよう関係機関等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児の支援体制の構築を図ります。

項目	数値
【目標値】 平成32年度末における児童発達支援センターの設置数	1

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

【国の基本指針】

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。なお、重症心身障がい児の支援には、専門性を必要とすること等から市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。

【越前市の考え方】

本市には児童発達支援事業所が3カ所、放課後等デイサービス事業所が6カ所ありますが、重症心身障がい児の支援を主とする事業所はありません。しかし、障がい児の状態に応じて、放課後等デイサービス事業所による受け入れが概ね実施されています。

重症心身障がい児を主に受け入れる場合、事業所にとっては人員配置や送迎等の負担が大きく、現状では確保されていない状況ですが、利用者のニーズに応じた支援体制を整備していきます。

項目	数値
【目標値】 平成32年度末における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1

(3) 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【越前市の考え方】

本市では、医療的ケアを必要とする障がい児が身近な地域で、心身の状況に応じて保健、

医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、平成30年度末までに関係機関の協議の場を設置します。また、平成31年度末までに医療的ケアを必要とする障がい児支援のためのコーディネーターを1名配置します。

項目	数値
【目標値】 平成30年度末における医療的ケアを必要とする障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1

第3項 障がい福祉サービスの見込量

障がいのある人に対して、必要な障がい福祉サービス等が計画的に提供されるよう各種福祉サービスの必要量を以下のとおり見込みます。また、平成32年度末の施設入所者の地域移行者数を8人、精神疾患による長期入院患者の地域移行者数を25人と見込み基盤整備を進めていきます。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または知的障がい者・精神障がい者で行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人の家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護及び外出時における移動中の介護を行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対して、移動に必要な情報を提供するとともに、ヘルパーを派遣し外出時における移動、排せつ・食事等の援助を行います。

(4) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護を要する人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

(5) 重度障がい者等包括支援

重度障がいにより常時介護を必要とし、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	1,441 時間分 (70 人)	2,428 時間分 (80 人)	2,469 時間分 (89 人)	3,043 時間分 (98 人)	3,255 時間分 (105 人)	3,622 時間分 (115 人)

＜ 訪問系サービスにおける見込量の確保の方策 ＞

訪問系サービスについては、平成 27 年度から平成 29 年度までの実績と利用者の伸び率を勘案し、見込量を算出しました。障がいの種別に関わらず、障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。また、重度訪問介護や重度障がい者等包括支援について、対象者等にサービス内容等の情報を十分に提供するとともに、事業者の確保に努めます。

なお、具体的な取組施策は、市障がい者計画「第 4 章 施策の展開」25～28 ページに記載してあります。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を必要とする人が、地域や入所施設において安定して生活を営むため、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	4,204 人日分 (200 人)	4,245 人日分 (205 人)	4,244 人日分 (210 人)	4,320 人日分 (215 人)	4,359 人日分 (220 人)	4,400 人日分 (225 人)

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活を送るために必要な訓練を行います。

生活訓練では地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活を送るために必要な訓練を行います。なお、生活訓練には、知的・精神障がいのある人に居住の場を提供し、一定期間、生活能力等の維持や向上のために必要な訓練を行う宿泊型自立訓練を含みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 (機能訓練)	0 人日分 (0 人)	0 人日分 (0 人)	0 人日分 (0 人)	8 人日分 (1 人)	16 人日分 (2 人)	16 人日分 (2 人)
自立訓練 (生活訓練)	242 人日分 (16 人)	217 人日分 (13 人)	385 人日分 (28 人)	430 人日分 (29 人)	477 人日分 (30 人)	510 人日分 (32 人)

(3) 就労移行支援

企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定の期間において生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	644 人日分 (31 人)	451 人日分 (26 人)	423 人日分 (24 人)	458 人日分 (26 人)	475 人日分 (27 人)	511 人日分 (29 人)

(4) 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では、企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援A型	3,006 人日分 (143 人)	3,121 人日分 (152 人)	3,153 人日分 (160 人)	3,500 人日分 (165 人)	3,690 人日分 (174 人)	3,775 人日分 (178 人)
就労継続支援B型	3,892 人日分 (197 人)	4,261 人日分 (218 人)	4,378 人日分 (222 人)	4,725 人日分 (242 人)	5,075 人日分 (260 人)	5,210 人日分 (267 人)

事業所

単位：箇所

就労継続支援A型	県内 68 (うち市内 9)
就労継続支援B型	県内 70 (うち市内 7)

(平成 30 年 1 月 1 日)

(5) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労への移行に伴い生じた環境変化や生活課題をもつ人に対して、企業や自宅へ訪問し、その解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援				10 人分	10 人分	11 人分

(6) 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって①障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度の障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	14 人分	14 人分	14 人分	15 人分	15 人分	15 人分

(7) 短期入所

居宅において介護を行う人が病気の場合等に、障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所 (福祉型)	231 人日分 (25 人)	219 人日分 (30 人)	220 人日分 (27 人)	227 人日分 (28 人)	232 人日分 (29 人)	237 人日分 (30 人)
短期入所 (医療型)	18 人日分 (2 人)	18 人日分 (2 人)	18 人日分 (2 人)	18 人日分 (2 人)	25 人日分 (3 人)	25 人日分 (3 人)

< 日中活動系サービスにおける見込量の確保の方策 >

日中活動系サービスについては、平成 27 年度から平成 29 年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率のほか、施設入所者や精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の新たなサービスの利用者を勘案し、見込量を算出しました。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃等の確保にも留意していきます。また、短期入所等に関しては、今後も身近な地域で利用できるよう、提供体制の整備に努めます。

地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

なお、具体的な取組施策は、市障がい者計画「第 4 章 施策の展開」25～28、40～43 ページに記載してあります。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等の利用を経て、一人暮らしを希望する人に対して、定期的な居宅訪問以外にも利用者からの相談や随時の対応を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助				1 人分	2 人分	3 人分

(2) 共同生活援助

共同生活援助（グループホーム）では、就労している人、または就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している身体・知的・精神障がいのある人を対象に、夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護、相談等日常生活上の

援助を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	64 人分	59 人分	64 人分	68 人分	70 人分	73 人分

(3) 施設入所支援

生活介護、自立訓練等の利用者で、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	143 人分	144 人分	145 人分	143 人分	142 人分	141 人分

< 居住系サービスにおける見込量の確保の方策 >

居住系サービスについては、平成 27 年度から平成 29 年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率のほか、施設入所者や精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の新たなサービスの利用者を勘案し、見込量を算出しました。

共同生活援助については、今後も需要が見込まれると考えられます。また、施設入所者や入院中の精神障がいのある人に対し、地域生活へ移行することを進めていくなか、移行後の生活の場として共同生活援助の利用を希望する人が増加すると見込まれるため、地域の理解を深めながら事業所によるグループホームの整備を促進し、生活の場の確保に努めていきます。

施設入所支援については、丹南地区障害者給付認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

なお、具体的な取組施策は、市障がい者計画「第 4 章 施策の展開」25～28 ページに記載してあります。

4 相談支援

障がいのある人やその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス利用等計画を作成し、地域生活の支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援 (上：支給決定者数) (下：一月当たり利用人数)	682 人 (143 人分)	705 人 (136 人分)	724 人 (143 人分)	745 人 (146 人分)	765 人 (149 人分)	785 人 (152 人分)
地域移行支援	0 人分	1 人分	0 人分	2 人分	3 人分	4 人分
地域定着支援	0 人分	0 人分	0 人分	1 人分	2 人分	2 人分

＜ 相談支援における見込量の確保の方策 ＞

相談支援については、平成27年度から平成29年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率のほか、施設入所者や精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の新たなサービスの利用者を勘案し、見込量を算出しました。

計画相談支援については、全てのサービス利用に関してサービス等利用計画の作成が可能な体制を整備することを前提として、事業所の確保と提供体制の整備に努めます。

また、地域移行支援及び地域定着支援についても、施設入所者や入院中の精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の利用が今後増えると見込まれることから、事業所の確保と提供体制の整備に努めます。

なお、具体的な取組施策は、市障がい者計画「第4章 施策の展開」25～26ページに記載してあります。

5 障がい児支援

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	97人日分 (42人)	120人日分 (42人)	87人日分 (49人)	122人日分 (52人)	125人日分 (55人)	128人日分 (57人)

(2) 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等 デイサービス	931人日分 (76人)	1,046人日分 (79人)	1,079人日分 (80人)	1,200人日分 (90人)	1,270人日分 (95人)	1,350人日分 (100人)

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等 訪問支援	8人日分 (5人)	3人日分 (2人)	3人日分 (2人)	4人日分 (3人)	5人日分 (4人)	6人日分 (5人)

(4) 医療型児童発達支援

肢体不自由児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型 児童発達支援	0 人日分 (0 人)	0 人日分 (0 人)	0 人日分 (0 人)	1 人日分 (1 人)	1 人日分 (1 人)	1 人日分 (1 人)

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型 児童発達支援				3 人日分 (1 人)	3 人日分 (1 人)	3 人日分 (1 人)

(6) 障がい児相談支援

障がい児やその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス利用計画を作成し、地域生活の支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい児相談支援 (上：支給決定者数) (下：一月当たり利用人数)	50 人 (11 人分)	58 人 (10 人分)	53 人 (8 人分)	90 人 (15 人分)	100 人 (17 人分)	110 人 (19 人分)

< 障がい児支援における見込量の確保の方策 >

障がい児支援については、平成 27 年度から平成 29 年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率や新たなサービス利用者を勘案し、見込量を算出しました。

医療的ケアや保護者の就労に伴うニーズなど多様なニーズに対し、障害福祉サービスや子育て支援施策における、事業所の確保と提供体制の整備に努めます。

なお、具体的な取組施策は、市障がい者計画「第 4 章 施策の展開」25～40 ページに記載してあります。

(注 1) 数値は、平成 27～29 年度は各年 10 月の実績

平成 30 年度及び 31 年度は (各年) 10 月、32 年度は年度末 3 月の見込量

(注 2) 単位の「時間分」は、月間の利用人数×1 人 1 月当たりの平均利用時間

(注 3) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1 人 1 月当たりの平均利用日数

第4項 地域生活支援事業

障がいのある人が、地域の中で真に豊かな生活を送るためには、障がいや障がいのある人に対する正しい理解が必要です。今後も、理解促進のための研修や啓発及び自発的活動支援を実施し、共生社会の実現を図っていきます。また、以下にあげる事業の推進を図ることにより、自立と社会参加を支援していきます。

1 相談支援事業

相談支援事業では、相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。

地域自立支援協議会を核とし、地域の様々な相談機能を活かしながら、すべての障がい種別に対応できる総合的な相談窓口の設置に努めていきます。

(1) 相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。これにより障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように努めます。

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業所	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1

(注) 数値は、平成27年度及び28年度は各年度末3月の実績

平成29～32年度は年度末3月の見込量

以下同じ

< 見込量の確保の方策 >

丹南地区自立支援協議会と連携しながら、相談支援事業所の機能向上を図るとともに制度の周知に努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援するために、福祉サービス事業所等の関係施設等と連携し、普及啓発を推進します。また、広報やホームページ等を活用し、制度内容の周知に努めます。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業利用者	0	1	2	3	4	5

< 見込量の確保の方策 >

成年後見制度の利用を必要とする人が確実に制度を利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談支援に努めます。また、成年後見制度利用促進基本計画に沿って、市民後見人や法人後見人の担い手の確保等について検討を進めていきます。

2 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、意思疎通支援者、ガイドヘルパーを派遣する事業や手話通訳者を設置する事業等を通じて、障がいのある人とその他の人の意思疎通を支援します。

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者等派遣	55	34	45	45	45	45
要約筆者等派遣	0	0	1	1	1	1
ガイドヘルパー派遣	7	7	10	10	10	10
手話通訳者設置事業(設置人数)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)

< 見込量の確保の方策 >

各種ボランティア養成講座を開催し、人員確保に努めます。
手話通訳可能な職員を社会福祉課窓口に継続して配置します。
各種派遣事業制度の周知に努めます。

3 日常生活用具給付等事業

重度の身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。また、在宅での生活環境改善のため、住宅改修の支援を行います。

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	9	7	10	10	10	10
自立生活支援用具	7	7	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	12	9	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	9	8	10	10	10	10
排泄管理支援用具	559 (118人)	617 (121人)	620 (120人)	620 (120人)	620 (120人)	620 (120人)
住宅改修費	3	2	2	2	2	2
計	599	650	662	662	662	662

< 見込量の確保の方策 >

相談支援事業所等の関係機関と連携し、制度の周知を図ります。

4 移動支援事業（個別支援型）

外出時に支援が必要と認める障がいのある人に対し、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動への社会参加を促進します。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間
移動支援事業 （個別支援型）	5	9 602	5	11 598	5	14 740	5	14 800	5	14 800	5	14 800

< 見込量の確保の方策 >

事業所の拡充を図るとともに、人材の確保や質の高いサービスを提供するよう、事業者に要請していきます。また、事業の周知に努めます。

5 地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、各機能を備えたセンターにおいて、創作的活動または生産活動等の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

- Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。1日当たりの実利用人数20人以上
- Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。1日当たりの実利用人数15人以上
- Ⅲ型：障がいのある人を地域において援護するため、概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が、通所による事業を実施します。1日当たりの実利用人数10人以上

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
地域活動支援センターⅠ型												
地域活動支援センターⅡ型	1	15	1	17	1	17	1	18	1	18	1	18
地域活動支援センターⅢ型	1	10	1	7	1	8	1	10	1	10	1	10

（注）利用者数は、1日当たりの平均利用人数

< 見込量の確保の方策 >

事業者や関係機関と連携を図りながら、制度の周知を図ります。

6 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等により、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障がいのある人を対象に、低額な料金を居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を提供することにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
福祉ホーム事業	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9

< 見込量の確保の方策 >

利用者やその家族に対する適切な情報提供とサービスの周知に努めます。

7 訪問入浴サービス事業

居宅での入浴が困難な身体に障がいのある人を対象に、特殊車両で訪問し、入浴サービスを提供します。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
訪問入浴サービス事業	1	2	1	2	1	1	1	2	1	2	1	2

< 見込量の確保の方策 >

事業者と連携を図りながら、必要なサービスの提供に努めます。また、事業の周知に努めます。

8 知的障がい者職親委託事業

知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に委託し、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、知的障がいのある人の自立を促します。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
知的障がい者職親委託事業	2	5	2	5	2	4	2	4	2	4	2	4

< 見込量の確保の方策 >

職親制度の引き受け可能な事業者の確保と事業の周知に努めます。

9 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
日中一時支援事業	18	163	18	141	18	145	18	148	18	150	18	152

< 見込量の確保の方策 >

事業者と連携し、人材の確保とサービスの充実に努めます。また、事業の周知に努めます。

10 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進や交流等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、スポーツ大会等を開催します。

また、文字による情報入手が困難な障がいのある人のために音訳した市の広報の提供、手話奉仕員養成研修の実施及び自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部助成等により、障がいのある人の社会参加を促進します。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
スポーツ大会等 開催等事業	3		3		3		3		3		3	
音声の広報等 発行事業		23		23		23		23		23		23
手話奉仕員養成 研修事業	1		1		1		1		1		1	
自動車運転免許取得・ 改造助成事業		2		3		3		3		3		3

< 見込量の確保の方策 >

ニーズを把握し、事業内容を工夫するとともに、事業の周知を図ります。

資料編

越前市障がい福祉計画策定等委員会 委員一覧

(敬称略・順不同)

No.	種別	氏名	所属等	役職等
1	学識経験者	青井 夕貴	仁愛大学人間生活学部	准教授
2	福祉サービス事業所	浅井 純一	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会	地域福祉部長
3	福祉サービス事業所	中野 博美	社会福祉法人ふくい福祉事業団 若越みどりの村	課長
4	福祉サービス事業所	西村 佳代子	社会福祉法人 芦山会	所長
5	福祉サービス事業所	野澤 聡美	社福祉法人 陽光会 障がい者支援センター ひまわり	施設長
6	福祉サービス事業所	田中 三紀子	特定非営利活動法人 エンジェルキッズ	理事長
7	団体代表	蓑輪 照雄	越前市民生児童委員連絡協議会 連合会	障害福祉部会部長
8	団体代表	島 邦子	越前市身体障害者福祉連合会	会長
9	団体代表	藤木 久男	越前管内精神保健福祉家族会	会長
10	教育機関	的矢 俊昭	福井県立南越特別支援学校	校長
11	教育機関	西野 茂生	越前市教育委員会事務局	事務局長
12	行政機関	飯田 利宗	福井県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	部長
13	行政機関	上中 祥恵	武生公共職業安定所	統括職業指導官
14	行政機関	小森 誠司	越前市市民福祉部	部長

計画策定の経過

年 月 日	内 容 等
平成 29 年 4 月～5 月	障がい福祉サービス事業所等へアンケートの実施
平成 29 年 4 月～6 月	第 4 期計画の進捗状況の点検・分析
平成 29 年 6 月 1 日	第 1 回ワーキンググループ会議 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉計画等の概要 ・越前市における障害のある人の現状について ・第 4 期障がい福祉計画における進捗状況について ・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の目標値及びサービス見込量等について
平成 29 年 7 月 6 日	第 1 回障がい福祉計画策定等委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・計画策定にあたって ・越前市における障害のある人の現状について ・第 4 期障がい福祉計画における進捗状況について ・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の目標値及びサービス見込量等について
平成 29 年 9 月～10 月	第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の目標値、見込量の算出
平成 29 年 10 月 13 日	県に中間報告書を提出
平成 29 年 10 月 24 日	第 2 回ワーキンググループ会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の目標値及びサービス見込量等の内容を協議
平成 29 年 10 月 24 日	丹南地区自立支援協議会において協議
平成 29 年 11 月 10 日	第 2 回障がい福祉計画策定等委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の目標値の設定及びサービス見込量等の内容を協議
平成 29 年 11 月 28 日	市議会議員説明会で計画案説明
平成 30 年 1 月 29 日	県へ第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画案の意見聴取
平成 30 年 2 月 8 日	第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画案の市長への報告
平成 30 年 3 月 22 日	第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の決定

越前市障がい者計画等の策定等に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画（以下これらを「障がい者計画等」という。）の策定（改定を含む。以下同じ。）又は評価（以下「策定等」という。）に関する調査審議を行うため、越前市附属機関設置条例（平成24年越前市条例第2号）第2条の規定に基づき越前市障がい者計画等の策定等に関する越前市事業計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者計画等の策定等に関する調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 越前市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障がい者計画等の策定等にかかる調査審議の結果を市長に報告した日までとする。

(会長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年越前市条例第44号）及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成24年越前市規則第13号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、越前市行政組織規則（平成17年越前市規則第10号）別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(委員会招集等の特例)

2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

附 則 抄

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。